

財団法人 全日本剣道連盟寄附行為

# 財団法人全日本剣道連盟寄附行為

施行 昭和47年2月22日

改正 昭和51年1月28日

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人全日本剣道連盟という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区北の丸公園2-3に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、日本のアマチュア剣道(居合道・杖道を含む。)界を統轄し代表する団体として、剣道の普及振興を図り、もって広く国民の間に剣道精神を涵養し、あわせて国民体位の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、剣道に関する次の事業を行う。

- 一 剣道精神の高揚啓発
- 二 技術の研究及び指導
- 三 講習会の開催及び指導者の養成
- 四 地域グループの育成強化
- 五 日本選手権大会その他の大会の開催
- 六 試合に関する規則及びアマチュア規定の制定
- 七 称号・段級位の審査及び授与
- 八 古武道の伝承及び資料収集
- 九 功労者の表彰
- 十 機関紙及び図書の発行
- 十一 国際剣道連盟に対し、日本の剣道界を代表して加盟すること
- 十二 財団法人日本体育協会に対し、剣道界を代表して加盟すること
- 十三 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 加盟団体分担金並びに審査料及び登録料
- 三 資産から生ずる果実
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 この法人の財産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定されて寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

#### (財産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

#### (基本財産処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

#### (経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減事由書並びに加盟団体の異動報告書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の決議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は運用財産に繰り入れ、あるいは翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除く外、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第14条 この法人は、理事会の議決を経て、特別の目的のためにする基金又は積立金を設けることができる。

2 前項の基金又は積立金の目的及び管理並びに処分の方法は、各基金又は積立金ごとに、理事会の議決を経て定める。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第4章 役員・評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

理事 23名以上30名以内（うち会長1名・副会長4名以内・専務理事1名及び常任理事12名以内を含む。）

## 監事 2名又は3名

### (役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選出する。

- 2 会長・副会長・専務理事及び常任理事は、理事の互選で定める。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

### (理事の職務)

第18条 会長は、この法人を代表し、会務を統轄し、理事会及び評議員会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の業務を掌理する。
- 4 常任理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

### (監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 財産の状況を監査すること
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること
- 三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- 四 前号の報告をするため必要あるときは、理事会又は評議員会を招集すること

### (役員任期)

第20条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

#### (役員解任)

第21条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々3分の2以上の議決により解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき
- 二 職務上の職務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

#### (役員報酬)

第22条 役員は、無給とする。

- 2 職務遂行のため必要な費用は、別に定めるところにより支給する。

#### (評議員選出)

第23条 この法人には評議員41名以上47名以内を置く。

- 2 評議員は、加盟団体が各々1名選出し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

#### (評議員職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行う外、理事会の諮問に応じ、理事会に対し、必要と認める事項について助言する。

#### (事務局及び職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に所要の職員を置き、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 職員の勤務及び給与については、別に定める。

## 第 5 章 会 議

#### (理事会招集等)

第26条 理事会は、毎年2回会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたるときは、臨時理事会を招集することができる。

- 3 理事現在数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会招集の請求があったときは、その日から21日以内に臨時理事会を開催しなければならない。
- 4 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除く外、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会に先だち評議員会の同意を経なければならない。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
  - 二 事業報告及び収支決算についての事項
  - 三 基本財産についての事項
  - 四 長期借入金についての事項
  - 五 第一号、第三号及び前号に定めるものの外、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
  - 六 諸規定の改廃、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項
- 2 第26条及び第27条(第1項ただし書を除く。)の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読みかえるものとする。

(議事録)

第29条 この章のすべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 称号・段級位及び審査

(称号及び段級位)

第30条 剣道に関する称号・段位及び級位は、すべてこの法人において統轄する。

(称号・段級位の審査及び授与)

第31条 称号及び段位は、別に定める称号審査規程及び段位審査規程に基づいて、会長が授与する。

2 級位の審査及び授与については、別に定める。

## 第7章 顧問・審議員・相談役・参与及び名誉役員

(顧問)

第32条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、会長が理事会及び評議員会に諮って委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要事項につき、会長の諮問に答える。

(審議員)

第33条 この法人に審議員15名以内を置く。

2 審議員は、会長が理事会及び評議員会に諮って委嘱する。

3 審議員は、審議会を組織し、この法人の目的である剣道の基本理念、審査規程及び試合規則等について会長の諮問に答える。

(相談役・参与)

第34条 この法人に相談役及び参与を置くことができる。

2 相談役及び参与は、理事会及び評議員会に諮って委嘱する。

3 相談役及び参与は、この法人の会務につき、会長の諮問に答える。

(名誉役員)

第35条 この法人において必要あるときは、理事会及び評議員会に諮り、名誉役員を置くことができる。

(任期)

第36条 第20条の規定は、これを顧問・審議員・相談役及び参与に準用する。この場合「役員」とあるのは、「顧問・審議員・相談役及び参与」と読みかえるものとする。

2 名誉役員は、終身とする。



## 第8章 専門委員会

### (専門委員会)

第37条 この法人の事業遂行のため必要あるときは、理事会の議決に基づき、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 加盟団体

### (加盟団体)

第38条 各都道府県における剣道界を代表する団体で、この法人の目的に賛同する者は、理事会及び評議員会の承認を得て、この法人の加盟団体となることができる。

### (分担金)

第39条 加盟団体は、理事会及び評議員会の議決に基づき、別に定める分担金を毎年納入するものとする。

### (資格の喪失)

第40条 加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 脱退
- 二 加盟団体の解散
- 三 除名

### (脱 退)

第41条 加盟団体が脱退しようとするときは、理由を付して脱退届を提出しなければならない。

### (除 名)

第42条 加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会に諮ってこれを除名することができる。

- 一 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき
- 二 分担金を2年以上滞納したとき

### 三 この法人の加盟団体として不適当と認められるに至ったとき

## 第10章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

### (解 散)

第44条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

### (残余財産の処分)

第45条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第11章 補 則

### (書類及び帳簿の備付等)

第46条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄附行為
- 二 加盟団体名簿
- 三 役員・職員等の名簿及び履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳及び負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- 八 処務日誌
- 九 官公署往復書類
- 十 称号・段位受有者名簿

十一 その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第五号の各台帳は10年、同項第八号・第九号の書類及び帳簿は、1年保存とする。

(細 則)

第47条 この寄附行為施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

1 第17条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。

理 事 (会 長)	木 村 篤太郎
理 事 (副 会 長)	李 家 孝
理 事 (副 会 長)	植 竹 春 彦
理 事 (副 会 長)	大 谷 一 雄
理 事 (専務理事)	児 玉 幸 蔵
理 事	伊 保 清 次
理 事	太 田 義 人
理 事	小 川 政 之
理 事	曾 田 強
理 事	笠 原 利 章
理 事	紙 本 栄 一
理 事	空 閑 源 次
理 事	小 沢 武次郎
理 事	佐々木 陽 信
理 事	佐 藤 篤
理 事	佐 藤 金 作
理 事	鷹 尾 敏 文
理 事	高 橋 要

